平成２８年（フ）第６９号
兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目21番１―305号
債務者　白井　美紀（旧姓鑑継）
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
兵庫県加古川市野口町良野７番地の９、従前の住所兵庫県加古川市野口町良野８番地の11
債務者　宮城　仁美
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３６号
兵庫県加古川市野口町良野７番地の９、従前の住所兵庫県加古川市野口町良野８番地の11
債務者　宮城むつみ
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１６８号
兵庫県加古川市平岡町二俣22番地　シャトーⅡ―103号
債務者　水口　貴大
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７９号
奈良県大和高田市神楽３丁目１番20―403号　サンプラザ神楽
債務者　平山妃佐子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
鳥取県鳥取市西品治85番地　ガーデンコート寿403号
債務者　大門　明美
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６７号
広島県安芸郡府中町青崎東９番９―201号
債務者　井上真知子
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０９号
広島県東広島市西大沢１丁目16番12号
債務者　狗巻ゆかり
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２０号
広島市安佐南区中筋３丁目14番２号
債務者　髙田　公彦
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９号
山口県下関市長府川端２丁目６番10号　レジデンス川端　102号
債務者　田中　成治
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
山口県下関市長府川端２丁目６番10号　レジデンス川端　102号
債務者　田中　香織
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
福岡県小郡市祇園２丁目１番地17　伊藤アパート202号
債務者　中村　英生
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１３４号
大分県別府市上野口町27番41号　リベラル青山第１マンション208号
債務者　神　　智美
1　決定年月日時　平成28年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１３３号
宮崎市大塚台西３丁目１番地１　市営住宅大塚台団地126―19
債務者　谷口　道子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４９号
宮崎県都城市都元町2888番地３
債務者　上野　政子
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第４１号
福島県郡山市大槻町西宮前５―１　キノエ荘202号室、住民票上の住所茨城県鉾田市鉾田649番地20　ハナワアパート９号
債務者　小林　由美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
青森市幸畑５丁目29番３号　市営住宅幸畑第３団地56―12
債務者　高木　　健
1　決定年月日時　平成28年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係